

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方へ

12月2日で健康保険証の発行が終了します 健康保険証廃止後の対応について

健康保険証の廃止に関するお知らせ

健康保険証（以下、保険証）とマイナンバーカードの原則一体化により、医療機関等を受診する際は、保険証利用登録をしたマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）によるオンライン資格確認を原則とする仕組みに移行されます。これにより、現行の保険証は12月2日に廃止されます（廃止以降は保険証の発行ができなくなります）。

※12月1日までは、これまで通りに保険証の交付、紛失した場合等の再交付を行います。

国民健康保険にご加入の方

●12月1日時点でお手元にある保険証については、有効期限まで使用することができます（住所変更や世帯主変更などの異動が生じた場合は使用不可）

【マイナンバーカードの保険証利用登録を行っている方】

●マイナ保険証を提示することで、医療機関等の受診が可能です

▶新たに国民健康保険に加入される方には加入時に、簡易にご自身の資格情報が確認できるよう「資格情報通知書」を交付します。また、加入中の方はお手元の保険証の有効期限を迎える前に交付します。

※資格情報通知書では医療機関等の受診はできません。

▶機械の不具合などで、マイナ保険証を医療機関等で利用できない場合、マイナ保険証と「資格情報通知書」を併せて提示することで保険診療を受けることができます。

【マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない方または、マイナンバーカード自体をお持ちでない方】

●申請いただかなくても、現行の保険証に代わる「資格確認書」を交付します

▶新たに国民健康保険に加入される方には加入時に「資格確認書」を交付します。また、加入中の方はお手元の保険証の有効期限を迎える前に交付しますので、引き続き医療機関等の受診が可能です。

【限度額適用認定証と減額認定証について】

▶マイナ保険証をお持ちの方は、限度額適用認定証等が原則不要となります。ご自身の負担区分については、マイナポータルにて確認できます（所得の申告がない場合は正しい区分が表示されませんので、申告を行ってください）。

▶「資格確認書」をお持ちの方は、これまで通りに申請いただくことで限度額適用認定証等を交付します。

後期高齢者医療保険にご加入の方

●12月1日時点でお手元にある保険証については、有効期限まで使用することができます（住所変更などの異動が生じた場合は使用不可）

▶新たに後期高齢者医療保険に加入される方、住所変更などの異動が生じた方や紛失等に伴い再交付が必要な方には、マイナ保険証の有無にかかわらず「資格確認書」を交付します。

▶保険証廃止と併せて、限度額適用認定証と減額認定証も廃止になります。「資格確認書」をお持ちの方は、申請すると任意で「資格確認書」に負担区分の併記が可能です。マイナ保険証をお持ちの方は、ご自身の負担区分については、マイナポータルにて確認できます。



問合先 保険医療課 国民健康保険にご加入の方
後期高齢者医療保険にご加入の方
北海道後期高齢者医療広域連合

Tel.28-8016
Tel.28-8018
Tel.011-290-5601

